

諫早市安全・安心まちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、安全で安心なまちづくりのために必要な基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全意識の高揚と自主的な安全活動を推進し、もって犯罪のない安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割のもと、緊密な連携を図るとともに、協働することにより推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民及び事業者に対する安全に関する意識の啓発及び必要な情報の提供
- (2) 市民及び事業者が行う安全に関する自主的な活動に対する支援
- (3) 市民の安全で安心な生活を確保するための環境整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくりに関して必要な施策

2 市は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、国、県、その他の関係機関及び関係団体と連絡調整を行い、連携を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりに関しての理解を深め、日常生活において、自ら安全の確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、安全で安心なまちづくりに関しての理解を深め、

その所有する施設等を適正に管理する等その事業活動が安全に行われる環境を確保するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員が安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(安全・安心まちづくり推進協議会)

第6条 安全で安心なまちづくりを推進するため、市長の附属機関として、諫早市安全・安心まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第7条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 地域における安全意識の高揚と安全活動の推進に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくりに関する事項

(組織)

第8条 協議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、安全で安心なまちづくりに関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第9条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。ただし、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。